

北秋田市体育施設照明設備 LED 化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

北秋田市教育委員会スポーツ振興課

北秋田市体育施設照明設備 LED 化事業 公募型プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

本事業は、北秋田市（以下「市」という。）が所有する複数の体育施設に設置されている照明について、使用している蛍光灯等の照明の LED 化を図ることで、より効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的に LED 照明一式のリース契約を実施する。公募型プロポーザル方式により、広く必要知識及び専門的技術力、企画力を有する最も優れた事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 件名

北秋田市体育施設照明設備 LED 化事業

(2) 内容

別紙「北秋田市体育施設照明設備 LED 化事業特記仕様書」のとおり

(3) 事業場所

鷹巣体育館・サブ体育館 北秋田市鷹巣字東中袋 1 1

北健康増進センター 北秋田市綴子字糠沢上谷地 3 0 1 - 1

(4) 事業内容

上記施設の照明設備の設置状況を踏まえ、本事業の LED 照明の設置、保守について協議の上、リース契約の締結をする。

①設備導入に関する実施設計、施工、施工管理

関係諸法規を遵守し、施工期間の体育館利用者へ配慮のための施工計画や施工管理、施工時の安全な作業に十分に配慮した施工や施工管理の実施。

②リース契約期間における本設備の保守（無償交換等）

契約期間中の設備の故障については、設備の故障個所及び故障原因の調査を行い、本設備の不具合による故障の場合は必要に応じて無償での交換を行う。それ以外の故障原因については当市と事業者での協議により費用負担を決定する。

③既設照明設備の撤去

関係諸法規を遵守した、撤去工事の施工・施工管理の実施、また、撤去した設備（蛍光灯や器具本体等）については、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法について報告すること。

④リース契約期間終了後の本設備の無償譲渡

⑤その他本事業実施に伴い必要となる事項

(5) 事業期間

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりとする。なお、受託候補者との協議により変更することがある。

①設備導入工事期間：契約締結日から令和4年9月30日まで

②事業実績報告：令和4年9月30日まで

③リース期間：契約施設毎の工事終了の翌月から5年間（60か月）

(6) 事業限度額（消費税及び地方消費税額を含む）

リース料金：鷹巣体育館・サブ体育館 月額 199,000 円

北健康増進センター 月額 46,000 円

※令和4年度予算総額（6ヶ月分） 1,470 千円以内

(7) 数量等

別紙1の施設名：北秋田市鷹巣体育館のとおり

別紙1の施設名：北健康増進センターのとおり

3 プロポーザルの方式

仕様提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4 受託候補者決定から事業開始までのスケジュール

(1) 受託候補者の決定 令和4年8月中旬

(2) リース契約の締結 令和4年8月下旬

(3) LED 化工事 契約締結後

(4) リース及び保守の開始日 引き渡しの翌月1日

※月の途中の場合は日割り料金とする。

5 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとする。

(1) 応募者は本事業を行う能力を有し、かつ法人格を有する単体企業グループまたはグループ（それぞれが法人格を有する企業の共同）とする。

(2) グループで応募する場合、応募者の代表者は、設備をリース及び管理する業者とする。

(3) 応募者は参加申込時において、構成員及び協力員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

(4) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に必要な諸手続き及び契約等に係わる諸手続きを行う。

6 応募者の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の事業を履行する能力を有する事業者とする。

- (1) 各種対策によりエネルギー削減量を提案できる者であること。
- (2) 事業運営・維持管理を円滑に行うために迅速に対応ができる者であること。
- (3) 施工役割を担う構成員は、電気工事士の有資格者が所属する者であること。
- (4) 国または地方公共団体所有施設のリースによる LED 設備導入等の実績があること。
- (5) その他、仕様書の内容を十分に遂行できると認められること。

7 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員又は事業協力者となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 秋田県内において指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命じられている者。
- (4) 国税又は地方税の滞納をしている者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者など、経営状態が著しく不健全である者。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下の団体。

8 スケジュール

| | 内 容 | 期 日 等 |
|---|------------------|----------------------------|
| 1 | プロポーザル募集要領等の公開 | 令和 4 年 7 月 1 日（金） |
| 2 | 質問書提出期限 | 令和 4 年 7 月 7 日（木）午後 5 時必着 |
| 3 | 質問書回答期限 | 令和 4 年 7 月 11 日（月） |
| 4 | 参加表明書類提出期限 | 令和 4 年 7 月 15 日（金）午後 5 時必着 |
| 5 | 参加資格審査結果通知 | 令和 4 年 7 月 22 日（金） |
| 6 | 企画提案書提出期限 | 令和 4 年 8 月 5 日（金）午後 5 時必着 |
| 7 | 企画提案書内容プレゼンテーション | 令和 4 年 8 月中旬 |
| 8 | 審査結果通知 | 令和 4 年 8 月中旬 |
| 9 | 契約締結 | 令和 4 年 8 月下旬 |

9 仕様書・図面等の配布

(1) 配布開始年月日 令和4年7月1日(金)

(2) 入手・閲覧方法

ア. 印刷物での配布は行わないものとする。

イ. 北秋田市公式ホームページにおいて公開

(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)

10 実施要領等の公開

令和4年7月1日(金)から北秋田市公式ホームページにおいて公開

(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)

11 質問書の提出・回答

質問書の提出は書面又は電子メールによるものとする。

(1) 提出様式 質問書(様式4)

(2) 提出先 要領21の提出先へ提出となるが、電子メールにより送信する場合は「(質問)北秋田市体育施設照明設備LED化事業」とする。

(3) 提出期限 令和4年7月7日(木)午後5時まで

(4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和4年7月11日(月)までに、電子メールにて回答することとし、市のホームページにも掲載する。

12 参加申込み

(1) 提出期限 令和4年7月15日(金)午後5時必着

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出先 要領21の提出先へ提出

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出書類及び作成要領

① 参加表明書(様式1)

・グループで参加の場合は、代表企業名で作成すること。

② 事業者の概要調書(様式2)

・応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、計画役割、施工役割、その他の役割)を明確にすること。

・会社概要、その他について記載すること。

③ 暴力団排除に関する誓約書(様式3)

④ 添付書類

・グループの場合は構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。

- ・印鑑証明書（写し可） ※受付日前3箇月以内に発行されたもの
- ・商業登記簿謄本（写し可） ※受付日前3箇月以内に発行されたもの
- ・納税証明書（写し可） ※最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税、地方税の納税証明書（地方税については、滞納のないことの証明書）を各1通
- ・複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書
- ・財務諸表（写し可） ※最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等、財務諸表を綴じたもの

13 参加資格審査結果通知

提出のあった参加表明書類を確認の上、審査結果を令和4年7月22日（金）までに参加表明者へ電子メールおよび書面で通知する。

14 提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 一般事項

- ①提出書類については、原則A4版とする。ただし、図面等A4版以外のものについては、A4判サイズに織り込むことも可とする。
- ②文字の大きさは、12ポイントとし、企画提案書にはページ番号を付すこと。

(2) 提出書類及び作成要領

①企画提案書（任意様式）

- ・企画提案の全体概要を記載する。

※提案に必要となる体育施設の点灯時間については別紙2に記載

※基準電気料金 □鷹巣体育館 メニュー 業務量電力

基本料金単価 1,278 円（税抜き）

使用料金単価 18.64 円（税抜き）

※高圧契約のため、年間分の明細から月平均で算出

□北健康増進センター メニュー 重量電灯 C

基本料金単価 28.66 円（税抜き）

※従量のため、月の明細から計算

(3) 事業実施スケジュール表（任意様式）

(4) 見積書（任意様式）

本事業に要する全体の経費（リース料を含む）について見積を行う。内訳については次のとおりとする。

- ・本設備の調達に要する経費

- ・本設備の設置に関する経費
 - ・保守に要する経費
 - ・リースに要する経費
 - ・その他の経費
- (5) 提出部数 各7部（原本1部、写し6部）
- (6) 提出期限 令和4年8月5日（金）午後5時必着
- (7) 提出先 要領21の提出先へ提出
- (8) 提出方法 持参または郵送
- (9) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

15 参加の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は提案書受付締切日の午後5時までに、事務局までに文書にて提出すること（任意様式）。

16 審査の流れとプレゼンテーションの実施

本事業の企画提案審査にあたっては、以下の要領で行う。

(1) 審査

審査委員会が、次の表の「選定基準」に基づき参加者からの企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、評価の最も高い提案者を受託候補者として選定する。

【表 選定基準】

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 | 評価 |
|-------|---|-----|---|
| 事業者評価 | 事業を遂行できる資金力、経営の健全性、事業の安定性を有しているか | 10点 | A：非常に優秀 B：優秀 C：普通 D：やや劣る E：劣る |
| | 類似事業の実績は豊富か | 10点 | 同上 |
| 業務評価 | 事業内容を十分に理解し、市にとって有益で実現可能な提案か | 10点 | 同上 |
| | 電気使用料、CO ₂ 排出量の削減、省エネ効果の計画と実現性があるか | 10点 | 同上 |
| | 使用器具は信頼性が高く、設置実績が豊富か | 20点 | 同上 |
| | 安全、環境に対する配慮、計画は十分か | 5点 | 同上 |
| その他 | リース期間中の保守、保証体制が確立されているか | 10点 | 同上 |
| | 見積金額は妥当か | 20点 | 同上 |
| | プレゼンテーションの説明が明確で、質問に対する回答は的確か | 5点 | 同上 |

(2) 審査の流れ

①審査にあたっては企画提案書、プレゼンテーションの内容について審査委員が評価した点数の合計により審査する。

②審査の結果、合計点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。合計点の最も高い提案書が2者以上あるときは、見積額が廉価である提案者を選定する。さらに見積額も同額であった場合は、審査委員の投票により1者を選定する。

③企画提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、各審査員の評価点の合計が6割以上の得点となった場合に限り、受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーションの方法

企画提案者は次の提出した企画提案書の内容を具体的に説明すること。

- ・プレゼンテーション時間は「準備 15 分程度、説明・質疑応答併 30 分程度」とする。
- ・プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え、追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- ・パソコン、プロジェクターによる説明を認めるが、プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。
- ・プレゼンテーションへの参加は 3 名以内とする。

(4) その他

本市はプレゼンテーションの内容を録音することができるものとする。

- ・プレゼンテーションの開催日及び開催場所については参加資格審査結果通知の際に通知する。

17 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者全てに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

18 企画提案者の失格

仕様提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書が期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 仕様提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 実施要領の 2 事業概要の(4)事業限度額以上の見積もりが提出された場合

19 契約について

契約にあたっては、選定された仕様提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、仕様書の内容を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

20 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。

21 問い合わせ先及び書類提出先

〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱 11

北秋田市教育委員会スポーツ振興課

TEL : 0186-62-3800 FAX : 0186-62-3801

E-mail : be-sports@city.kitaakita.akita.jp